

国における新制度関連予算案等の概要について

平成27年度の社会保障の充実・安定化について

- 消費税率引上げによる増収分は、全て社会保障の充実・安定化に向ける。
- 社会保障の安定財源確保と財政健全化の同時達成を目指す観点から、平成27年度の増収額 8.2兆円については、
 - ① まず基礎年金庫負担割合 2分の1に3兆円を向け、
 - ② 残額を満年度時の
 - ・ 「社会保障の充実」及び「消費税率引上げに伴う社会保障4経費の増」と
 - ・ 「後代への負担のつけ回しの軽減」
 の比率（概ね1：2）で按分した額をそれぞれに向ける。

〈27年度消費増収分の内訳〉

《増収額計：8.2兆円》

○ **基礎年金庫負担割合 2分の1**
 (平成24年度・25年度の基礎年金庫負担割合 2分の1の差額に係る費用を含む)

○ **社会保障の充実**

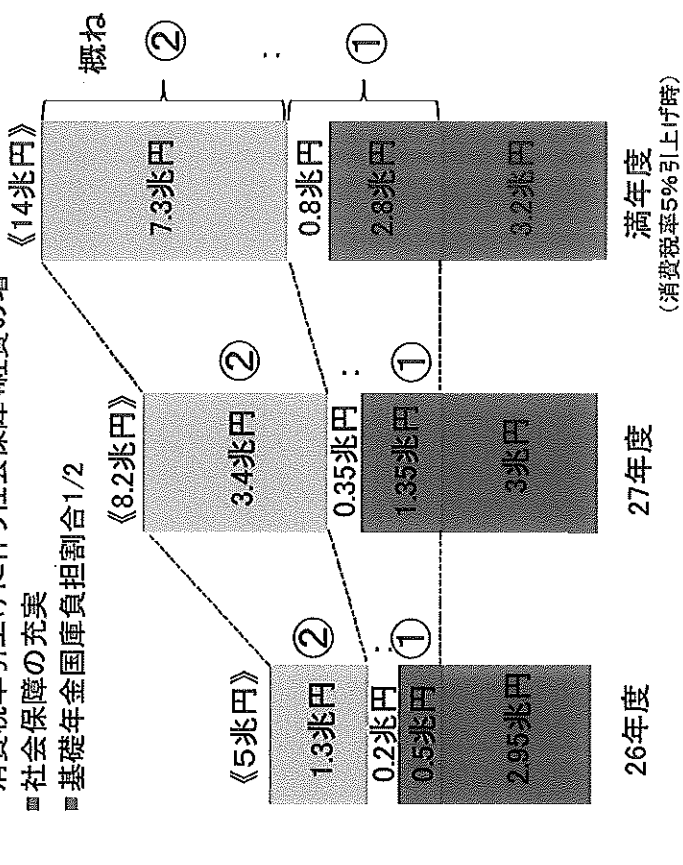
- ・ 子ども・子育て支援の充実
- ・ 医療・介護の充実
- ・ 年金制度の改善

○ **消費税率引上げに伴う社会保障4経費の増**

- ・ 診療報酬、介護報酬、年金、子育て支援等についての物価上昇に伴う増

○ **後代への負担のつけ回しの軽減**

- ・ 高齢化等に伴う自然増を含む安定財源が確保できていない既存の社会保障費



(参考) 算定方法のイメージ

- 後代への負担のつけ回しの軽減
- 消費税率引上げに伴う社会保障4経費の増
- 社会保障の充実
- 基礎年金庫負担割合1/2

(注) 金額は公費(国及び地方の合計額)である。

平成27年度における「社会保障の充実」(概要)

(単位:億円)

事項	事業内容	平成27年度 予算案(注1)		平成26年度 予算額	
		国分	地方分		
子ども・子育て支援	子ども・子育て支援新制度の実施	4,844	2,649	2,915	
	社会的養護の充実	283	142	80	
医療・介護サービスの提供体制改革	育児休業中の経済的支援の強化	62	56	64	
	病床の機能分化・連携、在宅医療の推進等	・ 地域医療介護総合確保基金(医療分)	904	602	544
		・ 平成26年度診療報酬改定における消費税財源の活用分	392	277	353
	地域包括ケアシステムの構築	・ 地域医療介護総合確保基金(介護分)	724	483	—
		・ 消費税財源の活用による平成27年度介護報酬改定における介護職員の処遇改善等	1,051	531	—
	医療・介護・介護連携、認知症施策の推進など地域支援事業の充実	・ 在宅医療・介護連携、認知症施策の推進など地域支援事業の充実	236	118	43
		国民健康保険等の低所得者保険料軽減措置の拡充	612	0	612
	医療・介護保険制度の改革	国民健康保険への財政支援の拡充	1,864	1,032	—
		被用者保険の拠出金に対する支援	109	109	—
		高額療養費制度の見直し	248	217	42
難病・小児慢性特定疾病への対応	介護保険の1号保険料の低所得者軽減強化	221	110	—	
	難病・小児慢性特定疾病に係る公平かつ安定的な制度の確立等	2,048	894	298	
年金	遺族基礎年金の父子家庭への対象拡大	20	20	10	
合計		13,620	6,786	4,962	

(注1) 金額は公費(国及び地方の合計額)。計数は、四捨五入の関係により、端数において合計と合致しないものがある。

(注2) 上記の社会保障の充実と抜本改革法に基づく低所得者に対する逆進性対策である「簡素な給付措置(臨時福祉給付金)」(1,320億円)をあわせて一体的に、消費税増収分と社会保障改革プログラム法等に基づく重点化・効率化による財政効果を活用して財源を確保。

(注3) 「子ども・子育て支援新制度の実施」の国分について、平成27年度は全額内閣府に計上、平成26年度は1,043億円は内閣府、304億円は厚生労働省に計上。

(注4) 「育児休業中の経済的支援の強化」の国分のうち、雇用保険の適用分(55億円)は厚生労働省、国共済組合の適用分(1億円)は各省庁に計上。

(注5) 平成26年度における「地域医療介護総合確保基金(医療分)」については、上記に加え、公費360億円の上乗せ措置を別途実施し、基金規模は合計904億円。

(参考1) 「0.7兆円の範囲で実施する」と整理していた子ども・子育て支援の「質の改善」の内容

※平成26年3月28日子ども・子育て会議資料(子ども・子育て支援新制度における「量的拡充」と「質の改善」について)において「0.7兆円の範囲で実施する事項」として整理されていた内容

1. 給付等関係

項目	内容
3歳児の職員配置の改善	3歳児の職員配置を改善(20:1→15:1)
研修の充実	保育教諭・保育士等1人当たり年間2日の研修機会を確保するための代替職員の配置
休日保育の充実	担当保育士の人件費の見直し
職員の定着・確保の仕組み(職員給与の改善、キャリアアップの推進)	私立幼稚園・保育所等・認定こども園の職員給与の改善(+3%)
保育認定の2区分に応じた対応	保育標準時間認定に対応した職員配置の改善 (延長保育基本分の給付化及び非常勤保育士1人(3時間分)の加配など)
	保育短時間認定の利用者負担を、保育標準時間認定の98.3%程度(▲1.7%)に軽減
	小規模保育事業、事業所内保育事業(定員19人以下)について、認可保育所の配置基準上の定数の他に、保育士1人を配置
小規模保育の体制強化	地域型保育事業について、連携施設に係る経費を設定
	地域型保育事業について、障害児を受け入れた場合に、特別な支援が必要な児童2人に対し保育士1人を配置

項目	内容
地域の子育て支援・療育支援	<p>認定こども園において主に子育て支援を担う主幹教諭・主任保育士を専任化 ※幼稚園・保育所は専任化をまずは加算で実施</p> <p>地域の子育て家庭に向けた活動を実施するための活動費(主幹教諭・主任保育士を専任化する 幼稚園・保育所・認定こども園において措置)</p> <p>障害児等の特別な支援が必要な子どもを受け入れ、主幹教諭・主任保育士等が地域関係機関 との連携や相談対応等を行う場合に、地域の療育支援を補助する者(非常勤)に係る人件費を 加算(障害の程度に応じて加配)</p>
小学校との接続の改善	<p>公立幼稚園における先行的取組と同様に、小学校との接続を見通した活動を行う私立幼稚園・ 保育所・認定こども園における保幼小連携の取組を推進(事務経費を支援)</p>
減価償却費、賃借料等への対応	<p>施設整備費補助金対象外の法人や賃貸方式の施設・事業に対し、減価償却費等の一部を給付 に上乘せ</p>
事務負担への対応	<p>直接契約施設である私立幼稚園、認定こども園に保育料の徴収等を行う事務職員(非常勤)を 追加で配置(幼稚園・認定こども園:週2日)</p>
施設長、栄養士、その他の職員の配置	<p>栄養士に嘱託し、アレルギー対応や低年齢児の栄養管理、食事支援等の食育を推進する取組 を実施する幼稚園・保育所等・認定こども園に対する費用の措置</p>
第三者評価等の推進	<p>第三者評価等の受審費用の支援(5年に1度の受審(半額補助))</p>

2. 地域子ども・子育て支援事業関係

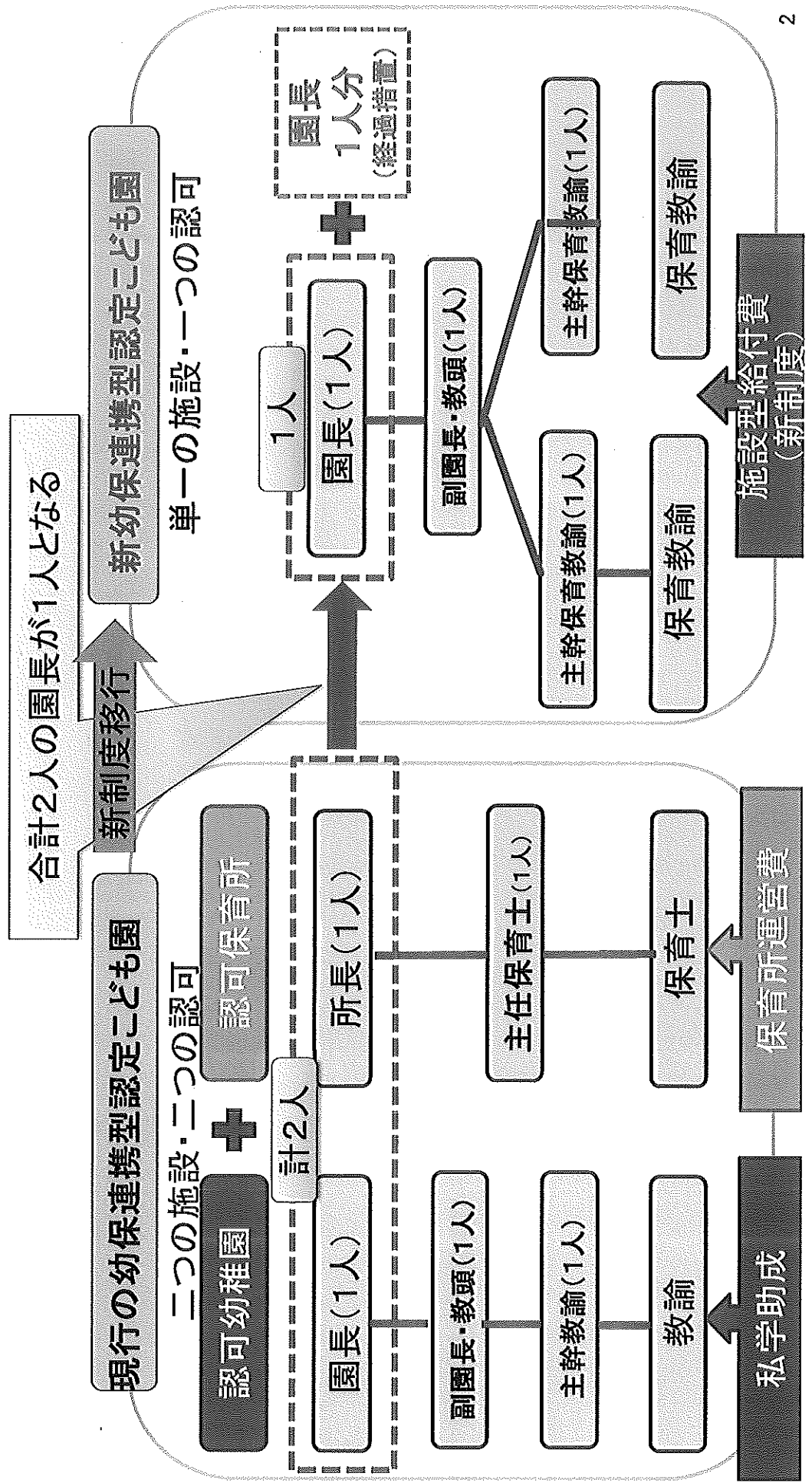
項目	内容
放課後児童クラブ事業の充実	<p>「小一の壁」の解消 (18時半を超えて開所するクラブに対し、取組内容に応じて常勤職員1名を配置するための追加費用又は非常勤職員1名の処遇改善に必要な費用のいずれかを支援)</p> <p>5人以上の障害児を受け入れた場合に、障害児対応職員1名を追加配置</p> <p>19人以下のクラブについて、非常勤職員1名を追加配置</p>
一時預かり事業の充実	幼稚園型一時預かり事業の補助単価の改善(小規模園への配慮等)
病児保育の充実	<p>基本分の補助単価の改善(病児対応型・病後児対応型) ※利用の少ない日においては地域の保育所等への情報提供や巡回等を実施</p> <p>看護師等1名以上配置により事業を実施可能とする(体調不良児対応型) ※現在は原則として2名以上配置の施設を対象に補助</p>
利用者支援事業	教育・保育、地域の子育て支援の利用についての情報提供、相談、助言、関係機関等との連絡調整等を行う職員を配置(3中学校区に1箇所程度)
実費徴収に伴う補足給付事業	生活保護世帯に対する学用品、通園費、通園費、給食費等の半額の補助
多様な主体の参入促進事業	認可保育所、小規模保育事業等の新規施設への巡回支援等を行うための職員を配置
	認定こども園における特別な支援が必要な子どもの受入れ支援(私学助成対象外の施設)

3. 社会的養護関係

項目	内容
社会的養護の充実	児童養護施設等の職員配置基準の改善(5.5:1→4:1等)
	児童養護施設及び乳児院に里親支援担当職員1名を配置(平成27年度から15年かけて全施設で実施)
	小規模グループケア、地域小規模児童養護施設の増加
	民間児童養護施設の職員給与等の改善 (+3%)

① 現行の幼保連携型認定こども園が新制度に基づく幼保連携型認定こども園に移行する場合における施設長の人件費の対応について

現に施設長である者が退職等した時点まで(ただし、5年を限度とする)経過措置を設けることとする。



③大規模園の実態を踏まえた加配加算の見直し

幼稚園や認定こども園の教諭等の配置状況が園によって大きく異なることから、基本分単価に含まれる教諭数を超えて教諭を配置している場合は、公定価格上、加配加算により対応することとしているが、現行の私学助成からの円滑な移行を踏まえ、大規模園について、その見直しを行う。

仮単価設定の際の考え方

○1号子ども給付の基本分単価に含まれる教諭数について、公定価格上、以下のとおり設定(注1)

4歳児以上 園児30人：教諭1人

3歳児 園児20人：教諭1人(注2)

注1) これ以外に、定員規模に応じて、常勤1人の加配(学級編制調整加配・休けい保育教諭加配)。
注2) 満3歳児(学齢2歳児)について、園児6人：教諭1人の配置を行っている場合は、加算で評価

○しかしながら、現状の私立幼稚園の教諭の配置状況には園ごとに大きく異なり、この配置数のみでは実態を十分にカバーできないこと、規模が大きくなるにつれその格差が大きくなることから、加配加算の算定上限数を定員規模に応じて引き上げて設定。
○これにより、実際に基本配置数を超えて教諭を配置している園については、加配加算を算定できている。

仮単価での算定上限数

(チーム保育加配加算)

利用定員※	算定上限数
～45人	1人
46人～150人	2人
151人～270人	3人
271人～	4人

※利用定員は3歳以上の合計

算定上限数(見直し案)

利用定員※	算定上限数
～45人	1人
46人～150人	2人
151人～240人	3人
241人～270人	3.5人
271人～300人	4人
301人～450人	5人
451人～	6人

大規模園を中心として、「配置基準+チーム保育加配」でカバーできる教員数と、私学助成対象の実教員数の乖離が大きく、減収となる園が多数生ずるおそれ
⇒ 平均的規模を上回る園について、現行私学助成との乖離が大きくならないよう、算定上限を引き上げ

平成27年度における特定教育・保育施設等の利用者負担(月額)

資料2-4

- 幼児教育無償化に向けた取組(低所得者世帯(低所得者子どもの第2階層に係る国が定める水準については、昨年5月末に提示したイメージから一層の軽減(9,100円→3,000円)を図ることとなった(平成27年4月施行))。
- その結果、平成27年度予算案に基づき国が定める利用者負担の上限額基準(国庫(都道府県)負担金の精算基準)は、以下のとおりとなる。

教育標準時間認定の子ども (1号認定)

階層区分	利用者負担
①生活保護世帯	0円
②市町村民税 非課税世帯 (所得割非課税世帯含む)	9,100円→ 3,000円
③市町村民税 所得割課税額 77,100円以下	16,100円
④市町村民税 所得割課税額 211,200円以下	20,500円
⑤市町村民税 所得割課税額 211,201円以上	25,700円

- ※ 小学校3年以下の範囲において、最年長の子どもから順に2人目は上記の半額、3人目以降については0円とする。
- ※ ただし、給付単価を限度とする。
- ※ なお、平成26年度の保育料等の額が市町村が定める利用者負担額よりも低い私立幼稚園・認定こども園については、現在の水準を基に各施設で定める額とすることも認める(経過措置)。
- また、ひとり親世帯等、在宅障害児(者)のいる世帯、その他の世帯(生活保護法に定める要保護者等特につては、第2階層は0円、第3階層は上記額より1,000円減とする)。

保育認定の子ども (2号認定：満3歳以上) (3号認定：満3歳未満)

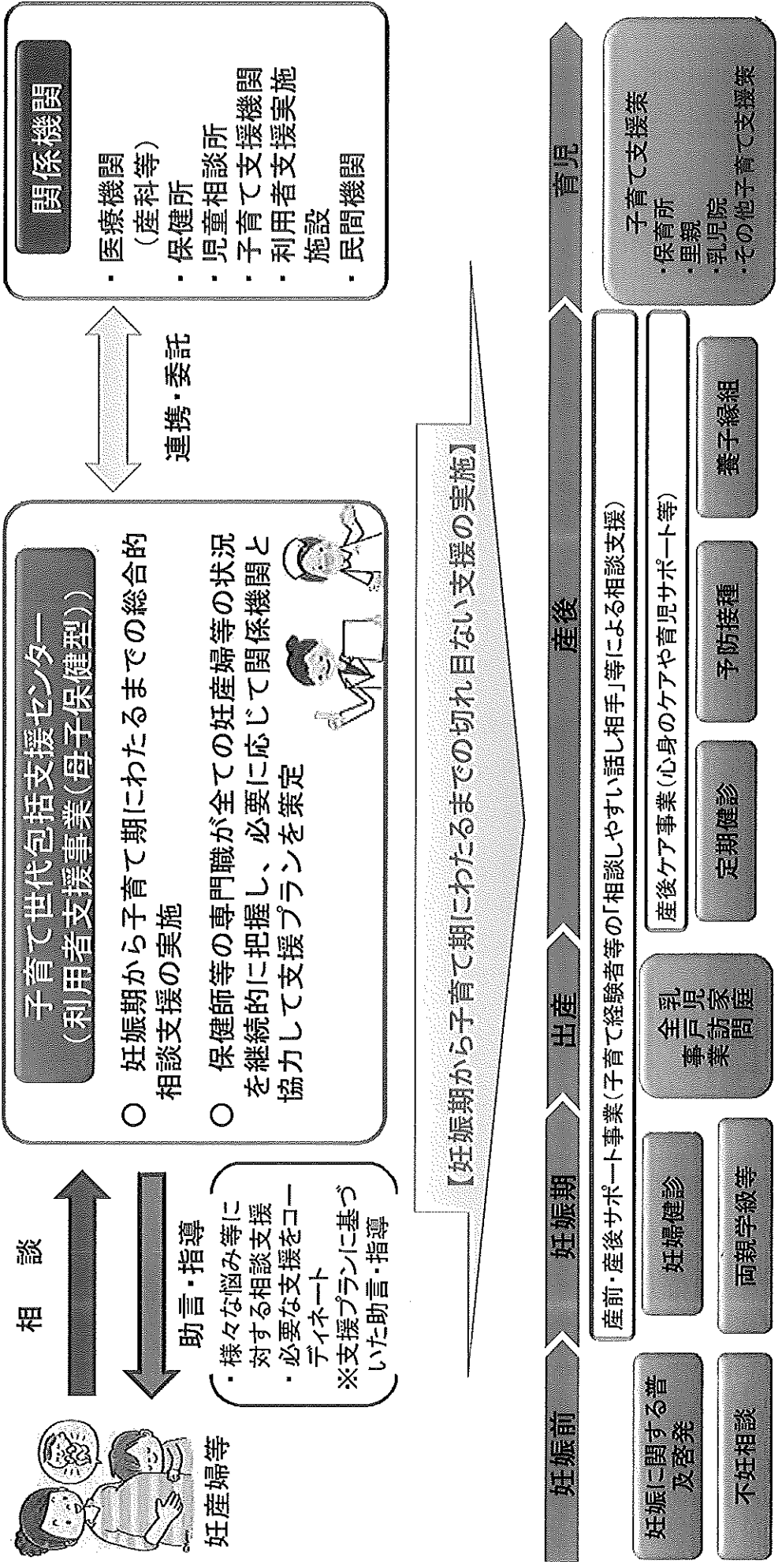
階層区分	利用者負担		利用者負担	
	保育標準時間	保育短時間	保育標準時間	保育短時間
①生活保護世帯	0円	0円	0円	0円
②市町村民税 非課税世帯	6,000円	6,000円	9,000円	9,000円
③所得割課税額 48,600円未満	16,500円	16,300円	19,500円	19,300円
④所得割課税額 97,000円未満	27,000円	26,600円	30,000円	29,600円
⑤所得割課税額 169,000円未満	41,500円	40,900円	44,500円	43,900円
⑥所得割課税額 301,000円未満	58,000円	57,100円	61,000円	60,100円
⑦所得割課税額 397,000円未満	77,000円	75,800円	80,000円	78,800円
⑧所得割課税額 397,000円以上	101,000円	99,400円	104,000円	102,400円

- ※ 満3歳に到達した日の属する年度中の2号認定の利用者負担額は、3号認定の額を適用する。
- ※ 小学校就学前の範囲において、特定教育・保育施設等を同時に利用する最年長の子どもから順に2人目は上記の半額、3人目以降については0円とする。
- ※ ただし、給付単価を限度とする。

利用者支援事業(母子保健型)について

- 母子保健に関する相談にも対応するため、利用者支援事業に「母子保健型」を新設し、妊娠期から子育て期にわたるまでの様々なニーズに対して総合的相談支援を提供するワンストップ拠点(子育て世代包括支援センター)を整備する。
- 利用者支援事業の(母子保健型)については、保健師等の専門職が全ての妊産婦等の状況を継続的に把握し、必要に応じて関係機関と協力して支援プランを策定することにより、妊産婦等に対しきめ細かい支援を実施する。

※ 平成26年度は、「妊娠・出産包括支援モデル事業」として実施。平成27年度からの本格実施にあたり、利用者支援事業に移行。



病児保育事業について

	病児対応型・病後児対応型	体調不良児対応型	非施設型（訪問型）
事業内容	地域の病児・病後児について、病院・保育所等に付設された専用スペース等において看護師等が一時的に保育する事業	保育中の体調不良児を一時的に預かるほか、保育所入所児に対する保健的な対応や地域の子育て家庭や妊産婦等に対する相談支援を実施する事業	地域の病児・病後児について、看護師等が保護者の自宅へ訪問し、一時的に保育する事業 ※平成23年度から実施
対象児童	当面症状の急変は認められないが、病気の回復期に至っていないことから（病後児の場合は、病気の回復期であり）、集団保育が困難であり、かつ保護者の勤務等の都合により家庭で保育を行うことが困難な児童であって、市町村が必要と認めた乳幼児又は小学校に就学している児童	事業実施保育所に通所しており、保育中に微熱を出すなど体調不良となった児童であって、保護者が迎えに来るまでの間、緊急的な対応を必要とする児童	病児及び病後児
実施主体	市町村（特別区を含む）（市町村が認めた者へ委託等も可）		
実施要件	<ul style="list-style-type: none"> ■ 看護師：利用児童おおむね10人以上につき1名以上配置 ■ 保育士：利用児童おおむね3人以上につき1名以上配置 ■ 病院・診療所、保育所等に付設された専用スペース又は本事業のための専用施設等 	<ul style="list-style-type: none"> ■ 看護師等を常時1名以上配置（預かる体調不良児の人数は、看護師等1名に対して2名程度） ■ 保育所の医務室、余裕スペース等で、衛生面に配慮されており、対象児童の安静が確保されている場所等 	<ul style="list-style-type: none"> ■ 預かる病児の人数は、一定の研究を修了した看護師等、保育士、家庭的保育者のいずれか1名に対して、1名程度とすること等
交付実績（H25年度）	1,173か所 <small>（病児対応型620か所、病後児対応型553か所） （延べ利用児童数 約52万人）</small>	532か所	3か所
補助率	1/3 [国 1/3 都道府県 1/3 市町村 1/3]		

○ 質の改善

- 1 病児対応型、病後児対応型について、利用の少ない日において地域の保育所等への情報提供や巡回など地域全体の保育の質の向上につながる機能を評価し、基本分補助単価の改善を行う。
- 2 体調不良児対応型について、看護師等2名以上配置としている実施要件を、看護師等1名以上の配置で実施できるよう改善を行う。

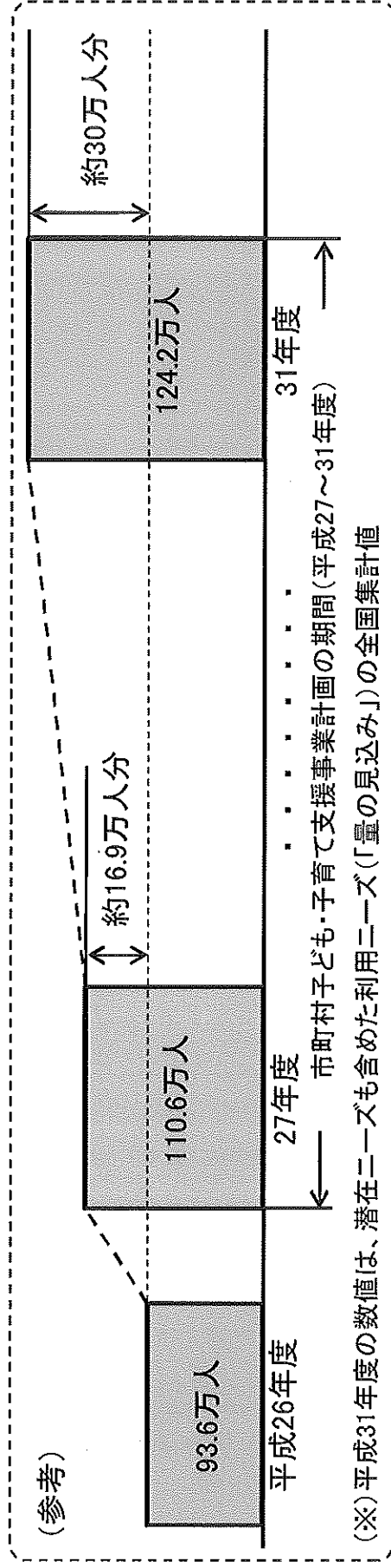
放課後児童クラブ関係・平成27年度予算(案)の概要

- 「放課後子ども総合プラン」(平成26年7月31日文科科学省と共同で策定)に基づき、平成31年度末までに、放課後児童クラブについて、約30万人分の受け皿を新たに整備することを目指して、平成27年度予算(案)に「量的拡充」及び「質の改善」に必要な経費を計上し、市町村における子ども・子育て支援事業計画に基づく取組を支援
- 放課後児童クラブ関係予算 575.0億円【対前年度比 191.3億円増】

1. 運営費等 431.7億円【対前年度比 73.0億円増】 子ども・子育て支援交付金(仮称):内閣府予算に計上

(1) 量的拡充

- ① 受入児童数の拡大 936,452人(26年度) → 1,105,656人(27年度) [約16.9万人増]
- ② 補助対象の拡大等
 - ア 10人未満の放課後児童クラブについても補助対象とする(特例分(開設日数200~249日)も同様)
 - イ 補助単価の設定をクラブ単位から「支援の単位」に見直し
- ③ 既存施設の改修や修繕等に係る補助の見直し
 - 放課後児童クラブ設置促進事業(小学校の余裕教室など既存施設の改修、設備の整備・修繕及び備品の購入に要する経費の補助)について、新たに放課後児童クラブを実施する場合に加え、既に放課後児童クラブを実施している場合についても補助対象とする。



④ 「放課後子ども総合プラン」による量的拡充のための市町村への支援策の充実

ア 放課後子ども環境整備事業の充実

一体型の放課後児童クラブ・放課後子供教室の強力な推進 7. 1億円【拡充】

(ア) 事業内容

小学校の余裕教室を改修等して放課後児童クラブを設置するとともに放課後子供教室と一体的に実施する場合には、これまでの放課後児童クラブ設置促進費及び放課後児童クラブ環境改善費に加えて、一体的に実施する際に必要となる設備の整備・修繕及び備品の購入に係る経費の上乗せ補助を行う。

〔(※)次世代育成支援対策推進法に基づく市町村行動計画への一体型の目標事業量等の記載を補助要件とする。〕

(イ) 補助基準(加算)額(案): 1,000千円

幼稚園・認定こども園等の活用の促進 3. 9億円【拡充】

(ア) 事業内容

幼稚園、認定こども園等を活用して、放課後児童クラブの設置促進を図るために必要となる小学生向けの遊具等を購入等するための環境改善経費(設備の整備・修繕及び備品の購入)の補助を行う。

〔(※)次世代育成支援対策推進法に基づく市町村行動計画への一体型の目標事業量等の記載を補助要件とする。〕

(イ) 補助基準額(案): 5,000千円

イ 放課後児童クラブ運営支援事業(仮称) 2. 6億円【新規】

(ア) 事業内容

放課後児童クラブにおける待機児童の解消を加速するための措置として、小学校の余裕教室等を活用しているにもかかわらず、待機児童が存在している地域において、学校敷地外の民家・アパート等を活用して放課後児童クラブを新たに運営するために必要な借料の補助を行う。

〔(※)次世代育成支援対策推進法に基づく市町村行動計画への一体型の目標事業量等の記載を補助要件とする。〕

(イ) 補助基準額(案): 3,080千円

ウ 放課後児童クラブ送迎支援事業(仮称) 4. 2億円【新規】

(ア) 事業内容

授業終了後に学校敷地外の放課後児童クラブに移動する際に、子どもの安全・安心を確保するため、地域において子どもの健全育成等に関心を持つ高齢者や主婦等の活用等による送迎支援を行うことで、市内の需給バランスの改善を図り、もって待機児童の解消を促進するための補助を行う。

(イ) 補助基準額(案): 435千円

(2) 質の改善

① 放課後児童クラブ開所時間延長支援事業 42.9億円【継続・拡充】

(ア) 事業内容

保育所との開所時間の乖離を縮小し、保育の利用者が就学後も引き続き放課後児童クラブを円滑に利用できるように、18時半を超えて開所し、

(i) 家庭・学校等との連絡・情報交換等業務に主担当として従事する者を配置するクラブに非常勤職員1名分の処遇改善経費を上乗せ

(ii) または、地域の中核的な放課後児童クラブに非常勤職員1名分を常勤職員とするための処遇改善経費を上乗せするために必要な経費の補助を行う。

(イ) 補助基準額(案): (i) 1,539千円 (ii) 2,831千円

② 障害児を5人以上受け入れている場合の加配職員の配置 7.0億円【新規】

(ア) 事業内容

放課後児童クラブで障害児の受入れを行う場合、受け入れる障害児数に関わらず職員を1名加配しているところであるが、障害児5人以上の受入れを行う場合には、加配職員1名に追加して更に1名を配置するために必要な経費の補助を行う。

(イ) 補助基準額(案): 1,712千円

③ 19人以下の小規模クラブにおける職員の複数配置 4.0億円【新規】

(ア) 事業内容

「放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準」では、放課後児童支援員等の2人以上の配置を基本としているため、19人以下の小規模クラブについて、複数配置して運営することが可能となるよう、必要な経費の補助を行う。

(イ) 補助基準額(案): 532千円

2. 整備費 143.3億円【対前年度比 118.3億円増】

子ども・子育て支援整備交付金(仮称):内閣府予算に計上

市町村が、子ども・子育て支援法に基づく市町村子ども・子育て支援事業計画及び「放課後子ども総合プラン」に位置付けた放課後児童クラブの整備を行うための経費に対する補助を行う。

(1)実施主体:市町村

(2)補助対象事業者:市町村、社会福祉法人、学校法人、公益法人

(3)補助率:1/3(大都市特例なし)

[国:1/3、都道府県1/3、市町村1/3
国:2/9、都道府県2/9、市町村2/9、社会福祉法人等1/3]

(4)平成27年度予算(案)における改正内容

① 対象か所数の増

319か所(26年度) → 1,096か所(27年度(案))

② 資材費・労務費等の上昇を踏まえた補助基準額の引上げ

創設整備 23,556千円(26年度) → 24,427千円(27年度(案))

③ 学校敷地内等に整備する場合の補助基準額の新設(「放課後子ども総合プラン」による量的拡充のための市町村への支援策の充実)

一体型の放課後児童クラブ・放課後子供教室の強力な推進を図るため、放課後子供教室を実施する小学校の敷地内又は当該小学校隣接地に放課後児童クラブを設置する場合に、補助基準額引上げによる補助を行う。
学校敷地内等創設整備 48,859千円(27年度(案))

④ 補助対象事業者

社会福祉法人、公益法人に加えて、新たに学校法人を追加

3. その他(放課後児童支援員等研修関係) 職員の資質向上・人材確保等研修事業 15.7億円の内数

子ども・子育て支援対策推進事業費補助金(仮称):厚生労働省予算に計上

(1) 放課後児童支援員認定資格研修事業【新規】

① 事業内容

「放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準」に基づき、放課後児童クラブに従事する放課後児童支援員として認定されるためには、都道府県知事が行う研修(認定資格研修)を修了することが必要となるため、都道府県が認定資格研修を実施するために必要な経費の補助を行う。

② 実施主体: 都道府県

③ 補助基準額(案): 1回当たり 810千円

④ 補助率: 国1/2、都道府県1/2

⑤ その他: 放課後児童クラブに従事している者が認定資格研修を受講する際の代替職員の雇上げ等経費については、運営費に計上。

(2) 放課後児童支援員等資質向上研修事業【拡充】

① 事業内容

「放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準」に基づき、都道府県が行う認定資格研修は、新たな基準に基づく放課後児童支援員としてのアイデンティティを持ってもらい、その意義や新たな役割、職務内容を改めて認識してもらったために、現在放課後児童クラブに従事している者にも受講を課しているところであり、これまで都道府県等が実施してきた資質の向上を図るための研修とは性格を異にすると位置づけられるため、都道府県等が放課後児童支援員等の質の向上のための現任研修を引き続き行う必要があることから、当該研修を実施するために必要な経費の補助を行う。

また、平成27年度からは、実施主体に市町村を追加して、より身近な場所で効果的かつ効率的に研修が実施できる体制を整備する。

② 実施主体: 都道府県、指定都市、中核市、市町村

③ 補助基準額(案): 1か所当たり 1,424千円

④ 補助率: 国1/2、都道府県・指定都市・中核市・市町村1/2

⑤ その他: 放課後児童クラブに従事している者が当該研修を受講する際の代替職員の雇上げ等経費については、運営費に計上。

保育士確保プラン

平成29年度末までに国全体として新たに確保が必要となる保育士数 6.9万人

子ども・子育て支援新制度における市町村計画のサービス量の見込みを踏まえ、地域の実情や子ども・子育て支援新制度施行後における更なる保育の質の拡充のための取組等を基に、国全体で新たに確保が必要となる保育士の数を推計。

- ▶ 「待機児童解消加速化プラン」の確実な実施に向け、国において保育士確保のための様々な方策を図るとともに、地方自治体に対し、できる限りの支援策を講じる。
- ▶ 平成29年度末までに必要となる保育士の確保を目指す。
- ▶ 平成30年度以降も保育士が充足されるよう、継続的に保育士確保に取り組む。

- ☆保育士試験の年2回実施の推進【人材育成】
- ☆保育士に対する処遇改善の実施【就業継続支援、働く職場の環境改善】
- ☆保育士養成施設で実施する学生に対する保育所への就職促進を支援【人材育成】
- ☆保育士試験を受験する者に対する受験のための学習費用を支援【人材育成】
- ☆保育士・保育所支援センターにおける離職保育士に対する再就職支援の強化【再就職支援】
- ☆福祉系国家資格を有する者に対する保育士試験科目等の一部免除の検討【人材育成】
- ☆保育士確保施策の基本となる「4本の柱」の確実な実施

4本の柱

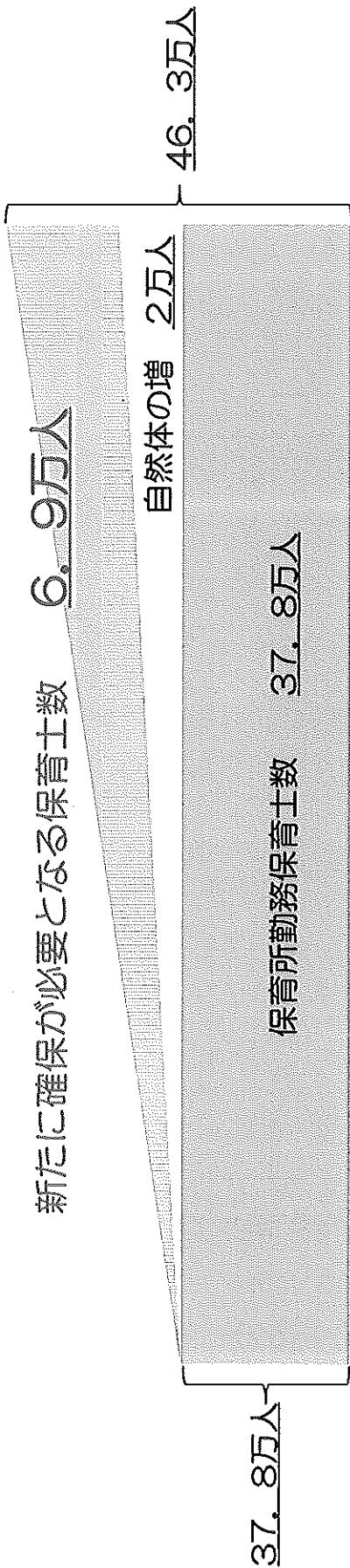
- I 人材育成
 - ・保育士資格を取得しやすくするための取組の実施
 - ・保育士の魅力を伝え、保育士を目指す機運を醸成
 - ・国家資格としての保育士の専門性の向上
- II 就業継続支援
 - ・離職防止のための研修支援
 - ・就業継続を図るための各種助成金の活用促進
- III 再就職支援
 - ・保育士・保育所支援センターの積極的な活用
 - ・保育士マッチング強化プロジェクト
- IV 働く職場の環境改善
 - ・処遇改善
 - ・雇用管理改善を図るための取組の実施
 - ・保育所等と保育士・保育所支援センターとの連携強化

新たに「保育士確保対策検討会」を設置し、継続的な保育士確保施策の検討等を行うとともに、一部の自治体等において効果の検証を実施

保育士確保プランによる保育士確保のための取組

【平成25年度】

【平成29年度】



6.9万人を確保

加速化プランに基づく保育士確保施策(H25～)

4.9万人

保育士確保プランの新たな取組

2.0万人

幼稚園教諭の特例制度の活用や保育士資格取得支援、修学資金貸付等により、新たな保育人材を輩出 2.5万人

処遇改善をはじめ、保育事業者への研修、保育所の雇用管理改善など、離職防止施策を推進 1.5万人

保育士・保育所支援センターによる就職支援や、ハローワークにおけるマッチング強化プロジェクトの実施など、潜在保育士の掘り起こしを強化 0.9万人

○保育士試験の年2回実施の推進 0.8万人

○保育士に対する処遇改善の実施

○保育士養成施設で実施する学生に対する保育所への就職促進の支援

○保育士試験を受験する者に対する受験のための学習費用を支援 1.2万人

○保育士・保育所支援センターにおける離職保育士に対する再就職支援の強化

保育士確保プランによる保育士確保に向けた流れ

平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
--------	--------	--------	--------	--------

加速化プランに基づく保育士確保施策

- 幼稚園教諭の特例制度の活用や保育士資格取得支援、修学資金貸付等により、新たな保育人材を輩出
- 処遇改善をはじめ、保育事業者への研修、保育所の雇用管理改善など、離職防止施策を推進
- 保育士・保育所支援センターによる就職支援や、ハローワークにおけるマッチング強化プロジェクトの実施など、潜在保育士の掘り起こしを強化

※保育士資格取得支援等は、26、27年度以降順次実施効果が現

必要となる保育士 6.9 万人の確保へ

+

保育士確保プランによる新たな取組

- 保育士試験の年2回実施の推進
- 保育士に対する処遇改善の実施
- 保育士養成施設で実施する学生に対する保育所への就職促進の支援
- 保育士試験を受験する者に対する受験のための学習費用を支援
- 保育士・保育所支援センターにおける離職保育士に対する再就職支援の強化

+

「保育士確保対策検討会」での更なる取組の検討

- 保育従事者のキャリアアップのための仕組みの検討
- 保育士養成課程及び保育士試験科目の、他の国家資格との一部共通化の検討
- 潜在保育士の掘り起こしのための効果的な方策の検討

保育士確保プランにおける保育士確保施策について

○保育士試験の年2回実施の推進【人材育成】

○保育士に対する処遇改善の実施【就業継続支援、働く職場の環境改善】

○保育士養成施設で実施する学生に対する保育所への就職促進を支援【人材育成】

○保育士試験を受験する者に対する受験のための学習費用を支援【人材育成】

○保育士・保育所支援センターにおける離職保育士に対する再就職支援の強化【再就職支援】

○福祉系国家資格を有する者に対する保育士試験科目等の一部免除の検討【人材育成】

○保育士確保施策の基本となる「4本の柱」の確実な実施

I 人材育成

○保育士資格を取得しやすくするための取組の実施

- ・幼稚園教諭免許状を有する者の保育士資格取得特別制度の活用
- ・雇用保険の被保険者等に対する厚生労働大臣が指定する指定保育士養成施設の受講費支援
- ・保育士修学資金貸付

○保育士の魅力を伝え、保育士を目指す機運を醸成

- ・保育士資格を有しない未就業者の就業支援
- （就労訓練事業、公共職業訓練）

○国家資格としての保育士の専門性の向上

- ・学生への実践的実習促進や研修による現役保育士の育成強化

Ⅲ 再就職支援

○保育士・保育所支援センターの積極的な活用

- ・潜在保育士等に対する就職あっせんや相談支援の実施
- ・再就職前の実技研修 等

○保育士マッチング強化プロジェクト

- ・ハローワークにおける保育士求人に対する求人充足サービスの強化
- ・ハローワークと都道府県等との連携による就職支援
- ・「保育士職場体験講習会」（仮称）の実施

Ⅱ 就業継続支援

○離職防止のための研修支援

- ・新人保育士対象研修
- ・保育の質の確保のための研修
- ・研修参加に伴う代替職員の確保
- ・離職防止のための研修等に係る助成の活用促進

○就業継続を図るための各種助成金の活用促進

- ・労働環境整備を通じた職場定着のための助成金の積極的周知
- ・就業継続支援のための助成金の積極的周知

Ⅳ 働く職場の環境改善

○雇用管理改善を図るための取組の実施

- ・管理者を対象とした研修
 - ・好事例集、雇用管理マニュアルの作成・提供
 - ・雇用管理状況把握のためのチェックリストの作成
 - ・労働環境整備を図るための助成金の積極的周知
- 保育所等と保育士・保育所支援センターとの連携強化

保育士確保施策の具体的内容①

新【保育士試験の年2回実施の推進】

- ・ 年1回以上行うこととされている保育士試験について、保育士試験年2回実施が行われるよう積極的に取り組む。
- ・ 現在議論されている「地域限定保育士」制度について、当該制度が創設された場合には、その推進を積極的にを行い、国家戦略特区の都道府県において当該保育士に係る2回目試験の実施を促進する。
- ・ 保育士試験を年2回実施する都道府県に対し、国として、できる限りの支援を行う。

新【保育士に対する処遇改善の実施】

- ・ 子ども・子育て支援新制度施行後の公定価格において、職員の勤続年数や経験年数に応じた処遇改善を進める。

新【保育士養成施設で実施する学生に対する保育所への就職促進を支援】

- ・ 指定保育士養成施設を卒業予定の学生に対する保育所への就職を促すための取組（保育所への現地見学や現役保育士との交流会、保育所就職説明会の定期開催等）を積極的に進めている養成施設に対し、就職促進のための費用を助成する。

新【保育士試験を受験する者に対する受験のための学習費用を支援】

- ・ 保育士試験を受験する者に対し、受験のための学習費用（講座受講費など）の一部を補助する。

新【保育士・保育所支援センターにおける離職保育士に対する再就職支援の強化】

- ・ 離職保育士に対し、保育士・保育所支援センターに対する登録を促進し、再就職希望の状況を随時把握し、再就職に向けた研修案内・求人案内などの情報提供など、再就職に向けたきめ細かな支援を行う。
- ・ 再就職支援についての効果的取組例の横展開を図る。
- ・ シンポジウムの開催や集客力の高い施設での出張相談会の実施など、普及啓発を通じた保育士・保育所支援センターの利用促進を図る。

新【福祉系国家資格を有する者に対する保育士試験科目等の一部免除の検討】

- ・ 福祉系国家資格を有する者について、指定保育士養成施設における科目の一部の履修及び保育士試験の試験科目の一部免除について検討する。

保育士確保施策の具体的内容②

【保育士確保施策の基本となる「4本の柱」の確実な実施】

I 人材育成

○保育士資格を取得しやすくするための取組

- ・ 幼稚園教諭免許状を有する者に係る保育士資格取得特例の活用。
- ・ 保育士資格を有していない保育所や認可外保育施設等の保育従事者、幼稚園教諭免許状を有する者に対し、指定保育士養成施設を受講費等を支援。
- ・ 雇用保険の被保険者等が一定の要件を満たす場合、厚生労働大臣が指定する指定保育士養成施設の受講費等を支援。
- ・ 指定保育士養成施設の入所者を対象に、修学資金の貸し付けを実施。

○保育士の魅力を伝え、保育士を目指す機運を醸成

△ 就労訓練事業や公共職業訓練（保育士コース）（※）の活用促進を図り、未就業者の保育分野への参入を促進する。

※ 就労訓練事業：生活困窮者自立支援法に基づく就労訓練事業（生活困窮者であって直近の就労経験が乏しい者を対象）

※ 公共職業訓練：主に雇用保険受給者に対して委託訓練（保育士コース（2年））を実施。

○国家資格としての保育士の専門性の向上

- ・ 学生への実践的実習が行われるよう、保育所と指定保育士養成施設との連携促進を図る。
- △ 都道府県等や保育団体の行う研修の周知を図り、保育士資格取得後の継続的な保育技術向上の機運を高める。

保育士確保施策の具体的内容③

Ⅱ 就業継続支援

○離職防止のための研修支援

- ・ 新人保育士を対象として、就職前の期待と現実のギャップ（リアリティショック）への対応方法、保護者対応等の業務についての研修を実施。
- ・ 保育士等を対象とした、保育の質の向上のための研修を実施する。
- 保育士の研修参加に伴う代替職員の雇上費を、子ども・子育て支援新制度における公定価格において支援する。また、都道府県等が実施する研修への参加の場合の代替職員支援を継続する。
- △ 保育所等において、保育士等を対象とした離職防止に資する研修や、管理者に対する保育士の離職防止を図るためのマネジメントの研修を制度化した場合において活用できる「中小企業労働環境向上助成金（※）」の活用促進を図る。
※平成27年度以降、職場定着支援助成金（仮称）に名称変更予定

○就業継続を図るための各種助成金の活用促進

- △ 評価・処遇制度、健康づくりの制度の導入等による労働環境の整備を通じて、従業員の職場定着を図る場合に助成する「中小企業労働環境向上助成金（※）」の活用を促進する。
※平成27年度以降、職場定着支援助成金（仮称）に名称変更予定
- △ その他、就業継続等に資する各種助成金（※）について、その具体的な活用例を示すなどにより、活用を促進する。
※ 子育て期短時間勤務支援助成金、中小企業両立支援助成金、キャリアアップ助成金、キャリア形成促進助成金
- ・ 厚生労働省ホームページや関係機関に助成金パンフレットを置くなど、積極的に周知を行う。

保育士確保施策の具体的内容④

Ⅲ 再就職支援

○保育士・保育所支援センターの積極的な活用

- ・ 保育士・保育所支援センターによる潜在保育士等への就職あっせん、相談支援の実施。
 - ・ 再就職希望の保育士を対象として、職場復帰のための保育実技研修等を行う。
- △ 保育士・保育所支援センターの全都道府県への設置を目指す。

○保育士マッチング強化プロジェクト

- ・ ハローワークにおける求職者が応募しやすい求人条件の設定、職場の現状等に係る求職者の理解促進など、保育事業者及び求職者双方への働きかけによるマッチングの促進。
 - ・ ハローワークと都道府県等の自治体との連携強化による保育人材確保の推進。
- ◎ ① ブランク等により応募を躊躇する求職者の不安の緩和及び求人者自ら求職者にアピールできる機会として「保育士職場体験講習会」（仮称）の実施。

○新たに構築する情報公表制度の積極的活用の推進

- ◎ ② 子ども・子育て支援新制度において新たに実施予定の情報公表制度における保育士等の保育従事者に関する情報（離職者数や平均勤続年数）について、積極的に活用を促すことにより、保育士資格を有する者の就業意欲促進を図る。

保育士確保施策の具体的内容⑤

IV 働く職場の環境改善

○雇用管理改善を図るための取組

- ・ 保育所管理者（所長等）を対象とした、保育士等の職員の離職防止につながる雇用管理等の研修を実施する。
- ⑨ 保育所における雇用管理の好事例集や保育所に特化した雇用管理マニュアルを作成し、保育所等に提供する。
- ⑨ 保育事業者自らが保育所等の雇用管理の状況を把握できるチェックリストを作成する。
- △ 評価・処遇制度や研修体系制度、健康づくり制度の導入等によって労働環境の整備を図る場合に助成する「中小企業労働環境向上助成金（※）」の活用を促進する。

※平成27年度以降、職場定着支援助成金（仮称）に名称変更予定

○保育所等と保育士・保育所支援センターとの連携強化

- △ 都道府県等が実施する保育事業者向け説明会等において、保育士・保育所支援センターの役割について周知するなど、保育事業者と保育士・保育所支援センターとのつながりを強化する。

「子育て支援員」研修について

趣旨

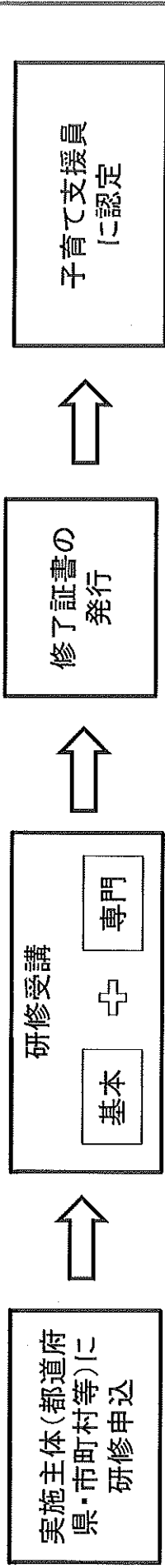
- 子ども・子育て支援新制度において実施される小規模保育、家庭的保育、ファミリー・サポート・センター、一時預かり、放課後児童クラブ、地域子育て支援拠点等の事業や家庭的な養育環境が必要とされる社会的養護については、子どもが健やかに成長できる環境や体制が確保されるよう、地域の実情やニーズに応じて、これらの支援の担い手となる人材を確保することが必要。
- このため、地域において保育や子育て支援等の仕事に関心を持ち、保育や子育て支援分野の各事業等に従事することを希望する者に対し、多様な保育や子育て支援分野に関しての必要な知識や技能等を修得するための全国共通の研修制度を創設し、これらの支援の担い手となる「子育て支援員」の養成を図る。

「子育て支援員」とは

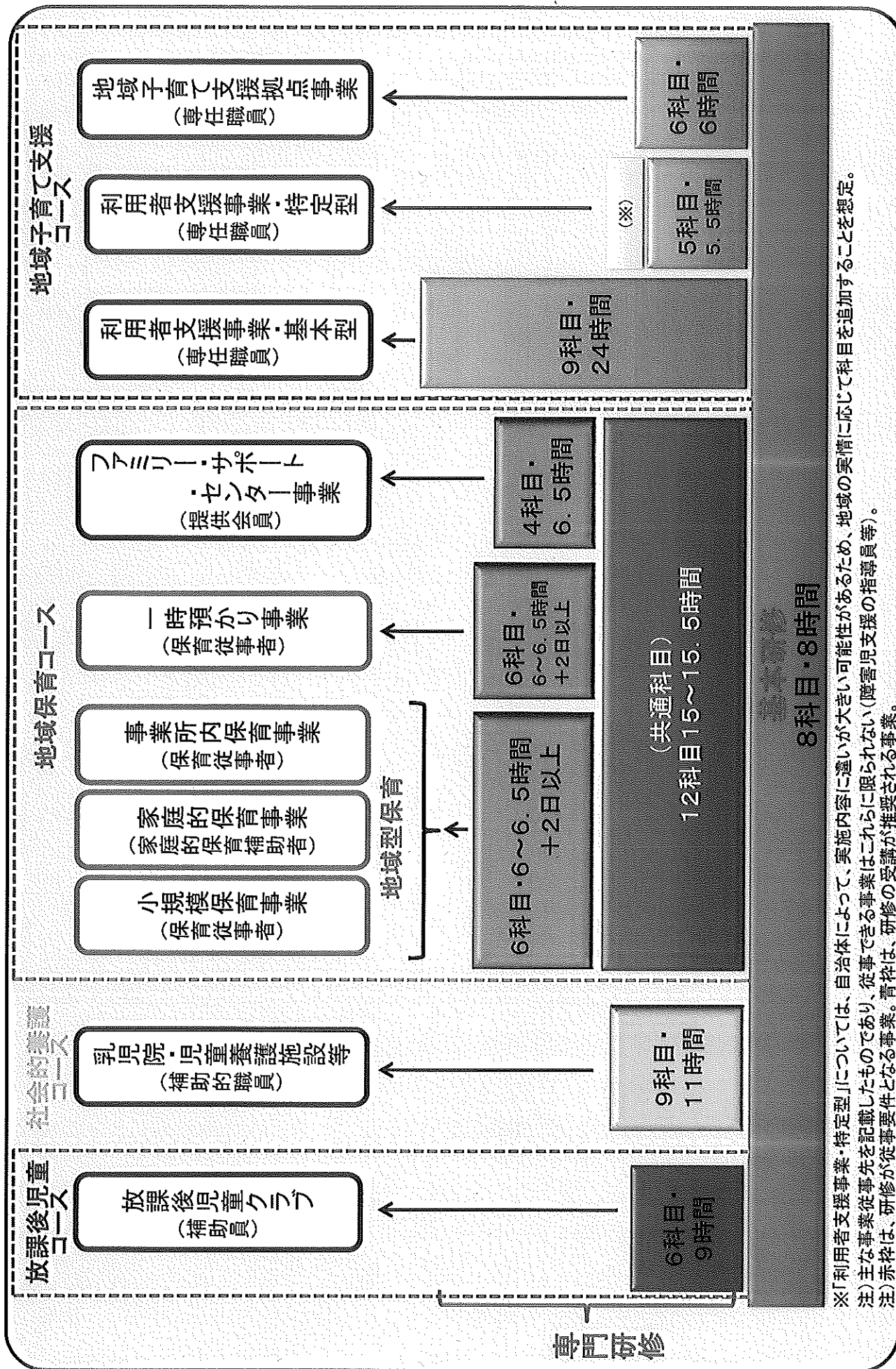
- 国で定めた「基本研修」及び「専門研修」を修了し、「子育て支援員研修修了証書」(以下「修了証書」という。)の交付を受けたことにより、子育て支援員として保育や子育て支援分野の各事業等に従事する上で必要な知識や技術等を修得したと認められる者
- 研修内容は各事業等に共通する「基本研修」と特性に応じた専門的内容を学ぶ「専門研修」により構成され、質の確保を図る。
- 研修修了者を「子育て支援員」として研修の実施主体が認定。全国で通用。

小規模保育等の保育分野や放課後児童クラブ、社会的養護、地域子育て支援 など子ども・子育て分野に従事

研修受講から認定までの流れ



子育て支援員研修の体系



※「利用者支援事業・特定型」については、自治体によって、実施内容に違いが大きい可能性があるため、地域の実情に応じて科目を追加することを想定。
 注) 主な事業従事者を記載したものであり、従事できる事業はこれらに限られない(障害児支援の指導員等)。
 注) 赤枠は、研修が従事要件となる事業。青枠は、研修の受講が推奨される事業。